

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1535号)

平成30年11月22日

横情審答申第1535号

平成30年11月22日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年9月21日建情第1008号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「紛争調整申出書（特定年月日甲付）における調整相手方特定会社Aおよび特定会社Bからの回答文書（特定年月日乙に建築局情報相談課に提出した）」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「紛争調整申出書（特定年月日甲付）における調整相手方特定会社Aおよび特定会社Bからの回答文書（特定年月日乙に建築局情報相談課に提出した）」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「紛争調整申出書（特定年月日甲付）における調整相手方特定会社Aおよび特定会社Bからの回答文書（特定年月日乙に建築局情報相談課に提出した）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成29年7月14日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件開示請求は、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（平成5年6月横浜市条例第35号。以下「中高層条例」という。）に基づくあっせんの手続に関し、特定の者からのあっせんの申出があったことを前提に、紛争の相手方である特定会社A及び特定会社B（以下「特定会社」という。）が提出した回答文書の開示を求めているものである。
- (2) 中高層条例第15条の2では、「あっせんの手続は、公開しない。」と規定し、あっせんを実施したかどうかを含めて手続全体を公開しないこととしている。本件開示請求に対して、一部開示決定又は非開示決定を行えば本件審査請求文書が存在することが明らかとなり、また、不存在による非開示決定を行えば本件審査請求文書が存在しないことを答えることになる。その結果、あっせんの手続の有無が明らかになり、中高層条例第15条の2に反するため、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 実施機関は、対象文書が中高層条例第15条の2に該当するとして非開示決定としたが、明らかに中高層条例の適用を誤っている。
- (3) 審査請求人は、紛争調整申出（あっせん申請）者であり、調整相手方の回答文書を確認する権利を有する。
- (4) 審査請求人が提出した紛争調整申出書（特定年月日甲付）等は、調整相手方に実施機関から提供されている。
- (5) 中高層条例第15条の2は、あっせん申請に関係する当事者以外の全くの第三者に関係者、あっせんの内容、経過等のあっせんの手続が知られることで、市当局を含む関係者に個人情報等の様々な問題が生じることがないようにするのが主な目的である。関係者間では、逆に相手方の態度が文書の開示、閲覧によって確認されるのはむしろ必要で当然のプロセスである。

5 審査会の判断

- (1) 中高層建築物等の建築紛争に関するあっせんに係る事務について

横浜市では、中高層条例第14条第1項に基づき、中高層建築物等の建築又は既存建築物の解体工事及び開発事業に係る紛争当事者の双方から紛争調整の申出があったときは、あっせんを行っている。

あっせんの手続としては、まず紛争当事者の一方から紛争調整の申出書が提出され、これを相手方の紛争当事者に連絡し、あっせんを受諾する意思の確認を行うこととしている。相手方にあっせんを受諾する意思がある場合は、相手方からも紛争調整の申出書を提出してもらい、あっせんが行われる。

一方、相手方にあっせんを受諾する意思がない場合は、あっせんは行われない。

あっせんの手続については、中高層条例第15条の2に「あっせんの手続は、公開しない。」とする規定がある。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、特定年月日甲付の紛争調整申出書に対し、調整の相手方である特定会社から特定年月日乙に実施機関に提出された回答文書であると思われる。

本件開示請求は、特定年月日甲付で提出された紛争調整申出書（以下「本件申出

書」という。)があり、本件申出書に対して、調整の相手方である特定会社から特定年月日乙に回答文書が提出されていて、本件申出書及び回答文書に係るあっせんに係る手続(以下「本件申出書に係る手続」という。)が存在していることを前提に、特定会社が実施機関に提出したとされている回答文書を請求しているものである。

これらの点を踏まえると、本件開示請求は、本件申出書に係る手続が存在している事実を前提とする文書の開示を求めるものと解される。

実施機関は、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定を行っている。

(3) 存否応答拒否について

ア 情報公開条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、また、請求内容から推し量られる情報が情報公開条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであるため、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

そのため、存否応答拒否を行うには、「特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること」及び「開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があること」の二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件審査請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、情報公開条例第7条第2項第1号に基づき非開示として保護すべき情報を明らかにしてしまうこととなるとして、情報公開条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検

討する。

イ 情報公開条例第7条第2項第1号では、「法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）第100条の定めるところにより、公にすることができない情報」については、開示しないことができる」と規定している。

ウ 実施機関は、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定を行っているため、当審査会が平成30年9月28日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 中高層条例第15条の2では、「あっせんの手続は、公開しない。」と規定し、あっせんを実施したかどうか、手続の有無も含めて公開しないこととしている。

(イ) 本件開示請求は、中高層条例に基づく紛争調整の申出の手続に関し、特定個人からのあっせんの申出があったことを前提に、紛争の相手方である特定会社が提出した回答文書の開示を求めているものである。

(ウ) 紛争調整の申出に対する調整の相手方からの回答は、必ず文書によりなされるというわけではない。

(エ) 本件開示請求に対して、一部開示決定又は非開示決定を行えば本件審査請求文書が存在することを答えることとなり、また、不存在による非開示決定を行えば本件審査請求文書が存在しないことを答えることになる。その結果、あっせんの手続の有無が明らかになり、中高層条例第15条の2に反するため、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示とした。

エ 中高層条例第15条の2に規定する「あっせんの手続は、公開しない」とする趣旨については、あっせんを実施したかどうか、手続の有無についてまで非公開とするのではなく、あっせんの場における話し合いの内容等あっせんの手続における内容について非公開とするものとも考えられる。そこで、当審査会が、同条が設けられた当時の横浜市議会の記録を確認したところ、「あっせん・調停は当日の会議のみが非公開となっておりましたが、申出書や調停案受諾勧告書等、手続の全てを非公開にいたします」「実際の運用といたしましては、情報公開請求等が出た場合には、プライバシーの保護、それから企業のノウハウ、保護という観点で非公開としておりました。ただ、これが条文上わからないという点がございましたので、はっきりと非公開とするということにいたしまして、建築主があっせん・調停の手続に応じやすくなるということを狙って修正したものでございま

す」とする記録があった（平成26年9月12日横浜市会建築・都市整備・道路委員会記録）。この記録によれば、実施機関の説明は、同条の趣旨に沿うものであるといえる。

オ 本件開示請求は、本件申出書に係る手続が存在していることを前提とする文書の開示を求めるものであり、本件開示請求は、特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたものであることが認められる。

そのため、本件開示請求に対して、開示決定を行い、又は非開示情報該当を理由として非開示若しくは一部開示の決定を行った場合には、本件申出書に係る手続が存在していることを明らかにすることとなる。

一方、本件審査請求文書が存在しない場合に、不存在を理由として非開示決定を行うこととすると、本件審査請求文書が存在する場合には存否応答拒否、存在しない場合は不存在を理由とする非開示決定をすることとなり、存否応答拒否としたときは、本件申出書に係る手続が存在していることを請求者に推測されてしまうこととなる。

よって、本件審査請求文書の開示、非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じることとなるというべきである。

カ 次に、本件申出書に係る手続が存在するという情報は、中高層条例第15条の2により公開しないこととしているあっせんの手続の有無に関する情報であり、情報公開条例第7条第2項第1号に該当する。

したがって、本件開示請求に係る情報は、非開示として保護すべき利益があるといえることができる。

キ 以上のことから、本件処分は存否応答拒否の二つの要件を充足するというべきである。

ク なお、審査請求人の主張するところによると、自身は本件開示請求に係るあっせんの申出を行った当事者であり調整相手方の回答文書を確認する権利を有する旨述べている。

しかし、情報公開条例に定める開示請求権は、市民全体に対し、すなわち何人に対しても等しく認められるものである。存否応答拒否の当否もこのような開示請求権の性質から判断をする必要がある。そうすると、中高層条例に基づくあっせんに係る手続の一方当事者であるというような関係を有しているかなどの開示請求者に係る個別具体的な事情は、当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及

ぼすものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を情報公開条例第9条に該当すると
して、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年9月21日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年10月11日	・審査請求人から意見書を受理
平成29年10月12日	・実施機関から反論書の写しを受理
平成29年10月19日 (第221回第三部会) 平成29年10月24日 (第308回第一部会) 平成29年10月27日 (第324回第二部会)	・諮問の報告
平成30年7月13日 (第340回第二部会)	・審議
平成30年8月2日 (第341回第二部会)	・審議
平成30年8月24日 (第342回第二部会)	・審議
平成30年9月14日 (第343回第二部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成30年9月28日 (第344回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成30年10月12日 (第345回第二部会)	・審議
平成30年10月26日 (第346回第二部会)	・審議